

## 盛岡市議会災害対策会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、盛岡市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 議長は、盛岡市災害対策本部（以下「市本部」という）が設置された場合に、これに協力し、連携した対応を行うため、必要があると認めるときは、災害対策会議を設置することができる。

2 議長は、災害対策会議を設置した場合は、市長に通知する。

3 議長に事故があるときは、副議長がこれを設置することができる。

### (組織)

第3条 災害対策会議は、議長、副議長及び各会派等から選出された議員をもって組織する。

2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長及び各会派等から選出された議員は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、副議長がその職務を代理する。

4 議長は、必要と認めるときは、その他の議員の参加を求めることができる。

### (所掌事項)

第4条 災害対策会議の所掌事項は次のとおりとする。

(1) 被災情報を収集、整理し、市本部へ提供すること。

(2) 市本部からの要請事項についての対応に関すること。

(3) 市本部へ要望及び提言を行うこと。

(4) 国、県及び関係機関等に対し、要望活動を行うこと。

(5) その他議長が必要と認める事項に関すること。

### (災害対策会議の廃止)

第5条 議長は、次のいずれかに該当する場合において、災害の対策措置が講じられていると認めるときは、災害対策会議を廃止する。

(1) 市本部が廃止されたとき。

(2) 前号のほか、常任委員会等にその職務を引き継ぐことが適当と認められるとき。

### (議会事務局の役割)

第6条 災害対策会議の庶務は、議会事務局において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年9月30日から実施する。